

凡 例

一 本書は、まず古事記の国文訳を掲げ、それによって、学習し研究に入る方針を執った。それは、読みやすく、入りやすいことを考慮したからである。しかし、更に深く研究しようとするためには、本書の後半に掲げてある古事記の原文について考究することが必要である。あるいは、国文の部を読みつつ、その部分に当たる原文を読むとか、または、原文の部を読んだうえで、国文の部に当たるとか、いろいろの方法が考えられるであろう。

一 本書の頭注は、国文の部においては、訓法・解釈を主とし、原文の部においては、用字・衍脱などの校異を主とした。しかし、そのいずれにおいても、できるだけ簡潔を旨とした。それは、若き学徒の自発的研究に期待し、または、指導者の示唆や助言にゆだねたいためである。

一 本書は、本居宣長の「古事記伝」に基づく「町古訓古事記」を底本とし、多くの古写本をもって厳格かつ精密に校合して、本文および訓法を決定した。ただし、多少の誤りはあるにせよ、「古事記伝」は、これまでの研究の頂点に立つものであるから、これに基づく「町古訓古事記」を底本とするのが最も妥当であり穩健であると信じたからである。誤写のほなほだしい「真福寺本」その他を底本とした校注本や注釈書の類が、いかに誤字・誤訓に満ちているかは、そうした書を一瞥しただけでも、ただちに目につくところである。

一 底本には、たとえば、「天皇詔りたまひしく」「何々と、のりたまひき」のような形の訓法が多い。こうした表現は、「古事記」のみならず、「祝詞」「宣命」の類から、「竹取物語」「大和物語」「宇津保物語」のころまで続いている。本書も、この古い表現形式に従った。ただし、それは、会話・独語・独思などに限られ、歌謡などには及ぼさない。

目 次

古事記 上巻 並びに序

天地初発……………	一	一五	三貴子の分担統治……………	二五	一八
神世七代……………	五	一八	須佐之男命、天にのぼる……………	二六	一八
二神の結婚……………	五	一八	二神の誓約と御子たち……………	二七	一八
二神、国土を生む……………	七	二二	須佐之男命の暴状……………	二九	一〇
二神、神々を生む……………	八	二三	石屋ごもり……………	二〇	一九
黄泉行……………	二	一五	須佐之男命、追放さる……………	二二	一三
逃げ帰る……………	三	一五	大蛇退治……………	三	一三
みそぎと神々の化成……………	三	一六	須佐之男命の子孫……………	二四	一三
			因幡の白兔……………	二五	一四

大国主神の危難	二七一	木花之佐久夜毗売	二〇九
大国主神の女性遍歴	二一七	邇邇芸能命の御子たち	二二〇
少名毗古那神の子孫	二一九	兄弟釣針争ひ	二二〇
御諸の山の神	二二〇	海宮行	二二一
大年神の子孫	二二〇	豊玉毗売の上陸	二二三
羽山戸神の子孫	二二二	和歌の贈答	二二三
高天原と出雲との交渉	二二二	日子穗穗手見命崩御	二二四
天菩比神を差遣	二二二	鵜葺草葺不合命の御子たち	二二四
天若日子を差遣	二二三	古事記 中卷	二二五
雄を差遣	二二三	神武天皇	二二五
天若日子死す	二二四	御東行の途上	二二五
天若日子の喪	二二四	皇軍、紀伊に迂回	二二五
建御雷神を差遣	二二五	皇軍、熊野に入る	二二六
国譲り	二二六	皇軍、吉野に入る	二二七
天孫降臨	二二七	兄宇迦斯を誅す	二二七
天宇受売と猿田毗古	二二九	饗宴の御歌	二二八

八十建を誅す	二二八
登美毗古を誅せむとする御歌	二二九
兄師木・弟師木を討つ	二三〇
邇邇速日命の帰順	二三〇
天下平定、白禰原の宮に即位	二三〇
神武天皇と后妃	二三〇
当芸志美美命の不倫	二三三
神沼河耳命、皇位を嗣ぐ	二三三
神武天皇の御陵	二三三
綏靖天皇	二三三
安寧天皇	二三三
懿徳天皇	二三三
孝昭天皇	二三三
孝安天皇	二三三
孝霊天皇	二三三
孝元天皇	二三三

開化天皇	二三六
崇神天皇	二三六
后妃と御子たち	二三六
意富多多泥古の出現	二三九
三輪山伝説	二四三
四道將軍の派遣	二四三
建波邇安王の謀反	二四三
はつくにしらすすめらみこと	二四三
垂仁天皇	二四三
后妃と御子たち	二四三
御子たちの伝	二四三
さほひこのみこの謀反	二四三
本牟智和氣御子	二四五
且波の媛君たち	二四六
多遲摩毛理の常世行	二四七
天皇・皇后の御陵	二四七

景行天皇	二二七	景行天皇の御子孫(続)	二二七
后妃と御子たち	二二七	景行天皇崩御	二二七
大碓命	二二七	成務天皇	二二七
倭建命	二二七	仲哀天皇	二二七
兄を殺す	二二七	后妃と御子たち	二二七
熊曾を征す	二二七	仲哀天皇崩御	二二七
出雲建を討つ	二二七	大喪を秘し、国の大祓を行なふ	二二七
東の賊を征する途次	二二七	神功皇后と三韓	二二七
焼津の危難	二二七	応神天皇御生誕	二二七
弟橘比売の入水	二二七	玉島河の年魚	二二七
吾妻はや	二二七	香坂・忍熊二王の謀反	二二七
甲斐の酒折の宮	二二七	角鹿行	二二七
天美夜受比売との歌の贈答	二二七	酒樂の歌	二二七
伊吹山の危難	二二七	仲哀天皇の御陵	二二七
倭建命薨去	二二七	応神天皇	二二七
白鳥の御陵	二二七	后妃と御子たち	二二七
倭建命の子孫	二二七		

二王子に御下問	二二五
矢河枝比売との邂逅	二二六
髪長比売と大雀命	二二七
吉野の国巢	二二九
韓人および文物の渡来	二二九
大山守命の謀反	二二〇
二王子、互ひに皇位を譲る	二二三
天之日矛	二二三
秋山之下氷壯夫と春山之霞壯夫	二二五
応神天皇の御裔	二二七
応神天皇の御陵	二二七
仁徳天皇	二二九
后妃と御子たち	二二九
三年間の課役を免ず	二三〇
吉備の黒日売	二三三

古事記 下巻

皇后、御綱柏を捨つ	二三三
皇后、山城に入る	二三三
天皇と皇后との交渉	二三三
八田若郎女	二三六
女鳥王と速総別王	二三六
鷹卵生の歌	二三六
大樹伝説	二三九
仁徳天皇の御陵	二四〇
履中天皇	二四〇
皇后と御子たち	二四〇
墨江中王の謀反	二四〇
墨江中王、殺さる	二四一
そばかり、誅せらる	二四一
履中天皇崩御	二四二
反正天皇	二四二
允恭天皇	二四二

皇后と御子たち	一四二	一言主之大神	一四三
盟神探湯	一四三	春日のをとひめ	一四四
兄妹通婚	一四四	大槻の下の饗宴	一四四
大前小前宿禰	一四四	雄略天皇崩御	一四六
兄妹の贈答歌	一四五	清寧天皇	一四六
安康天皇	一四七	后妃も御子もましまさず	一四六
大日下王を殺す	一四七	意富祁命と袁祁命	一四七
目弱王の大逆	一四七	袁祁王と志毗臣、歌垣に立つ	一四七
目弱王ら、殺さる	一四七	二王子、互ひに皇位を譲る	一四七
忍齒王、殺さる	一四七	顕宗天皇	一四九
忍齒王の二遺子	一四九	皇后に王子まさず	一四九
雄略天皇	一五〇	置目老嫗	一四九
后妃と御子たち	一五〇	山城の猪甘を誅す	一五〇
天皇、若日下王を訪ふ	一五〇	雄略天皇の御陵を破らしむ	一五〇
引田部の赤猪子	一五〇	顕宗天皇崩御	一五〇
吉野の少女	一五二	仁賢天皇	一五二
秋津野の御獵	一五二		

武烈天皇	一五二	欽明天皇	一五四
継体天皇	一五二	敏達天皇	一五四
后妃と御子たち	一五二	用明天皇	一五五
笠紫の石井、誅せらる	一五三	崇峻天皇	一五五
継体天皇崩御	一五三	推古天皇	一五六
安閑天皇	一五三		
宣化天皇	一五三		

付録

一五七

- 10 天武天皇のこと。その宮址は、奈良県高市郡高市村字上居（じょうこ）。
- 11 皇太子。潜んでゐる竜の意。「元を休す」は、君主となるべき盛徳をそなえてゐること。
- 12 皇太子。易の「洊雷震」「震為長子」から出た語。「期に応ず」は、時機に即応して行動されたこと。
- 13 天武天皇が天智天皇の皇太子の時、僧形となつて吉野に入られたこと。近江から見て、大和の吉野は南の山であるからいう。ここでは大和の東の国、美濃をいう。
- 14 子から亥に至る十二日間。少しの日時。佐伝、成公九年に「洊辰之間」とある。
- 16 世の中が平和になつたことをいう。書経、武成に「乃偃武修文、帰馬于華山之陽、放牛于桃林之野」とある。
- 17 「愷悌」は「豈弟」とも書き、「やわらぎ楽しみ、親しみ合う」義。詩経に「豈弟君子」とある。
- 18 陰曆酉の年の二月。
- 19 「軒」はシナの黄帝「軒轅」。
- 20 シナの周の文王。
- 21 「乾符」は天子となる祥瑞。
- 22 知識の広大なさまを海にたとえていう。明らかかな御心。
- 23 下文に「帝皇日継」とあるに同じ。代代の皇位継承の次第をしるした書。
- 24
- 25

- 25 下文に「旧辞」「先代旧辞」とあるに同じ。帝紀を除く上代の伝承のすべてをいふ。
- 26 国家統治の重大な基礎。
- 27 前項にほぼ同じ。対句。
- 28 天武天皇の崩御などのことにより、御代が変わつたので、古事記撰録のことが遂行されなかつたことをいう。
- 29 女帝元明天皇をさす。天智天皇の皇女。「一を得」は一貫した至誠の聖徳を有する。老子に「天得一以清」とある。「光宅」は天下を家とする。堯典の序に「光宅天下」とある。
- 31 天・地・人の三才に通ずる。「紫宸」は紫宸殿。宮城。天子の政を聴かれる所。
- 32 前項と同趣。対句。
- 33 外国使臣を迎えるために、あげるのろし。
- 34 幾度か通訳を変えて来るほどの遠い外国の貢使。
- 36 聖天子たるシナの夏の禹王。
- 37 聖天子たるシナの殷の湯王。

に、文質同じからずと雖も、古を稽へて風猷を既に類れるに繩し、今に照らして典教を絶えむとするに補はずといふことなし。

飛鳥の清原の大宮に、大八洲を御しめしし天皇の御世に暨びて、潜竜元を体し、洊雷期に応ず。夢の歌を聞きて、業を纂がむことを想ひ、夜の水に投りて、基を承けむことを知りたまふ。然れども、天の時未だ臻らず、南山に蟬のごとく蛻けたまひ、人・事共に給はり、東国に虎のごとく歩みたまふ。皇輿忽ち駕して、山川を凌渡り、六師雷のごとく震ひ、三軍電のごとく逝く。杖矛威を挙げ、猛士烟のごとく起こり、絳旗兵を耀かして、凶徒瓦と解けつ。未だ洊辰を移さずして、氣滲自ら清まりぬ。乃ち牛を放ち、馬を息へ、愷悌して華夏に帰り、旌を巻き、戈を戢め、舞詠して都邑に停まりたまふ。歳は大梁に次り、月は夾鐘に躍りて、清原の大宮にして、昇りて天位に即きたまふ。道は軒后に軼ぎ、徳は周王に跨えたまふ。乾符を握りて六合を摠べ、天統を得て八荒を包ねたまふ。二氣の正しきに乗じ、五行の序を斉へ、神理を設けて俗を奨め、英風を敷きて国を弘めたまふ。重加、智海浩瀚として潭く上古を探り、心鏡焯焯として明らかに先代を覩たまふ。是に天皇詔りたまひしく、「朕聞かく、諸家の齋る帝紀と本辞、既に正実に違ひ、多く虚偽を加ふと。今

の時に当たりて、其の失を改めざれば、未だ幾の年をも経ずして其の旨滅びなむとす。斯乃ち邦家の経緯にして、王化の鴻基なり。故惟、帝紀を撰録し、旧辞を討覈して、偽を削り、実を定め、後の葉に流へむと欲ふ。」と、のりたまひき。時に舍人あり。姓は稗田、名は阿礼、年は廿八。人と為り聡明く、目に度れば口に誦み、耳に払るれば心に勅す。即ち阿礼に勅語して、帝皇の日継と先代の旧辞とを誦み習はしめたまひき。然れども、運移り世異りて、未だ其の事を行なひたまはざりき。

伏して惟ふに、皇帝陛下、一を得て光宅し、三に通じて亭育したまふ。紫宸に御して、徳は馬の蹄の極まる所に被り、玄扈に坐して、化は船の頭の速ぶ所を照らしたまふ。日浮かびて暉を重ね、雲散じて烟にあらず。柯を連ね穂を并する瑞、史の書すことを絶たず。絳を列ね、訳を重ねる貢、府に空しき月無し。名は文命よりも高く、徳は天乙にも冠れりと謂ふべし。焉に旧辞の誤り忤へるを惜しみ、先紀の謬り錯れるを正さむとして、和銅四年九月十八日を以て、臣安万侶に詔して、稗田阿礼の誦める勅語の旧辞を撰録みて献上らしむとのたまへれば、謹みて詔旨の随に子細に採り摭ひぬ。然れども上古の時、言・意並びに朴にして、文を敷き句を構ふること、字に於きては即ち難し。已に訓に因